

み、この重大なる労働農民党支部の運動を展開せしめるために加盟
各組合が其の地方に於ける党の各支部又は支部聯合会其他並に地方
組合会議又は地方無産団体協議会の躍起を慫慂し、それらに協力
することによって、左の如き方針に基き、この運動を發展せしむることを指令
するものである。

一 運動方針

加盟組合は其地方に於ける労働農民党の支部又は支部聯合会
を動かし、それらに協力することによって、議院解散の請願運動を起す
こと。

但し、党支部又は支部聯合会の存せざる地方は、党支部組織
準備委員会及び地方労働聯合会議乃至地方無産団体協議

会又は単独組合に提議して運動を開始すること。

二 運動方法

一 実行機関の組織

一 党支部、支部聯合会又は支部組織準備会の存する地方

一 各地方に於ける労働農民党支部又は支部聯合会に対して請願
運動の決議をなすしめ、若干名の本會に依つて請願運動地方本
會執行委員会を組織せしめること。

二 同時に、党支部、支部聯合会、支部組織準備会以外の各無産團
体に対して、この党支部の決議を支持し、党支部又は支部聯合会の請
願運動地方実行委員会に積極的に協力することを決議せしめ、直
ちに行動に移すこと。